



平成 28 年 4 月 5 日

各 位

会社名 株式会社セレス  
代表者名 代表取締役社長 都木 聡  
(コード番号：3696 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役管理本部長 小林 保裕  
電話番号 03-5414-3229

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日開催の第 11 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更（以下「本議案」）について付議することを決議いたしました。平成 28 年 3 月 29 日に開催された第 11 期定時株主総会において、本議案が承認可決されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、当社定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも、責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条及び第 41 条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 30 条の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、それに伴い会計監査人の選任の議案の内容を監査役会が決定することとなったので、その旨を明確化するため、現行定款第 43 条を一部変更するものであります。

## 2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作</li> <li>2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス</li> <li>3. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務</li> <li>4. インターネットに関するコンサルティング業務</li> <li>5. 通信販売業</li> <li>6. 無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理</li> <li>7. 古物売買業</li> <li>8. 有料職業紹介事業 (新設)</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>9.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第4条 (省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第29条 (省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・<u>販売・賃貸</u></li> <li>2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス</li> <li>3. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務</li> <li>4. インターネットに関するコンサルティング業務</li> <li>5. 通信販売業</li> <li>6. 無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理</li> <li>7. 古物売買業</li> <li>8. 有料職業紹介事業</li> <li>9. <u>電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業</u></li> <li>10. <u>各種事業への投資業務</u></li> <li>11. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol> <p>第3条～第4条 (現行)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第29条 (現行)</p>

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 1 (省略) 2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第31条～第40条 (省略)</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第41条 1 (省略) 2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 会計監査人 第42条 (省略)</p> <p>(会計監査人の選任) 第43条 <u>会計監査人は、監査役会の同意を得て株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第44条～第46条 (省略)</p> <p>第7章 計算 第47条～第50条 (省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 1 (現行) 2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第31条～第40条 (現行)</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第41条 1 (現行) 2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 会計監査人 第42条 (現行)</p> <p>(会計監査人の選任) 第43条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。監査役会は、会計監査人の選任に関する議案の内容を決定する。</u></p> <p>第44条～第46条 (現行)</p> <p>第7章 計算 第47条～第50条 (現行)</p>

### 3. 日程

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成28年3月29日(火曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 平成28年3月29日(火曜日) |

以上